

品目別レポート（粉乳）

■品目説明

粉乳には、脱脂粉乳、全粉乳、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、調製粉乳などがある。農林水産省牛乳乳製品統計調査によると、全粉乳、脱脂粉乳、調製粉乳の20年の国内生産量は、それぞれ9,067トン、139,953トン、28,232トンだった。

粉乳のうち日本からの輸出で大半を占めるのが調製粉乳（特に、育児用調製粉乳）である。調製粉乳とは、生乳又は乳製品に、乳幼児用に必要な栄養素及び母乳の組成に類似させるために必要な栄養素を混和し、粉末状にしたものと定義され、賞味期限も長く常温保存が可能な製品である。

■貿易概況

〔粉乳〕

▼表1：日本の粉乳輸出

（単位：ドル、トン、％）

	2018年		2019年		2020年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
ベトナム	51,859,214	3,448	67,900,245	4,550	85,455,323	5,592	25.9	22.9
台湾	12,953,296	1,443	13,829,343	1,524	15,126,951	1,662	9.4	9.1
香港	6,983,492	454	13,334,481	802	11,549,640	692	△ 13.4	△ 13.7
カンボジア	2,271,491	170	4,500,083	314	7,353,954	487	63.4	55.1
中国	2,571,561	193	1,535,912	102	5,286,878	288	244.2	182.4
全世界	79,851,329	5,953	103,338,800	7,449	128,435,642	9,524	24.3	27.9

注：対象はHSコード 0402.10、0402.21、0402.29、0404.10、1901.10

出所：Global Trade Atlas（IHS Markit）より作成

20年の粉乳の輸出をみると、金額は前年比24.3%増の1億2,843万ドル、数量ベースでも伸びており、同27.9%増の9,524トンだった。主要輸入相手国・地域別にみると、1位はベトナムで金額は前年比25.9%増の8,545万ドル、数量は同22.9%増の5,592トンとなった。2位は台湾で同9.4%増の1,512万ドル、3位は香港で13.4%減の1,154万ドルであった。

〔育児用調製品〕

▼表 2：日本の育児用調製品輸出

(単位：ドル、トン、%)

	2018年		2019年		2020年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
ベトナム	50,601,471	3,353	67,893,093	4,550	85,448,523	5,592	25.9	22.9
台湾	12,747,284	1,417	13,676,898	1,508	15,058,211	1,657	10.1	9.9
香港	6,580,344	433	13,124,455	791	11,473,426	681	△ 12.6	△ 13.9
カンボジア	2,271,491	170	4,500,083	314	7,353,954	487	63.4	55.1
中国	2,467,416	187	1,325,236	87	5,177,733	283	290.7	225.3
全世界	77,346,808	5,758	102,468,746	7,389	127,618,895	8,897	24.5	20.4

注：対象はHSコード 1901.10

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

育児用調製品(小売用にしたものに限る)は、前年比 24.5%増の 1 億 2,761 万ドル、数量ベースでは同 20.4%増の 8,897 トンだった。輸出相手国・地域別にみると、20 年はベトナム向けが 1 位を維持し、金額では前年比 25.9%増の 8,544 万ドル、数量が同 22.9%増の 5,592 トンと拡大した。2 位は台湾で同 10.1%増の 1,505 万ドル、数量が 9.9%増の 1,657 トンだった。

■海外事情

●ベトナム

ベトナムでは 10 年ほど前から日本産の粉乳の輸入も増えており、そのほか、オーストラリア産、ニュージーランド産、米国産と輸入粉乳の品揃えは多様化している。国産粉乳の商品開発も盛んで、種類も豊富になっている。ある地場系スーパーでは、売り場の一角が全て粉乳で、主力商品の 1 つであることがうかがえる。2016 年時点では、市場に流通する粉乳は 60 種類程度であった。その多くは育児用調製品であるが、妊娠中の女性の栄養補給から高齢者の骨粗鬆症の予防効果を謳う製品に至るまで、青少年を除く幅広い年齢層に向けた商品が販売されている。販売市場では輸入品が約 75%で残りが国産品となっている。日系ブランドのシェアは国全体で 4~5%だが、ハノイやホーチミンなどの大都市では 15~20%ともいわれている。

▼表3：ベトナムの粉乳輸入

(単位：ドル、トン、%)

	2018年		2019年		2020年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
ニュージーランド	—	—	183,181,469	114,648	188,787,586	210,834	3.1	83.9
米国	—	—	127,789,726	197,537	161,309,965	80,515	26.2	△ 59.2
日本	—	—	44,462,301	5,374	53,129,457	6,120	19.5	13.9
タイ	—	—	44,291,739	4,300	43,411,792	3,994	△ 2.0	△ 7.1
シンガポール	—	—	51,263,483	4,193	41,915,789	4,066	△ 18.2	△ 3.0
全世界	—	—	754,296,298	828,393	731,719,772	395,196	△ 3.0	△ 52.3

注：対象はHSコード 0402.10、0402.21、0402.29、0404.10、1901.10

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

●台湾

▼表4：台湾の粉乳輸入

(単位：ドル、トン、%)

	2018年		2019年		2020年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
ニュージーランド	154,728,933	52,163	160,280,786	51,791	174,270,682	54,675	8.7	5.6
アイルランド	14,870,486	915	17,221,922	1,160	22,035,792	1,279	28.0	10.3
オランダ	19,997,094	2,607	23,607,864	2,818	19,180,784	2,494	△ 18.8	△ 11.5
ドイツ	9,878,379	2,035	13,921,991	2,073	18,448,695	2,382	32.5	14.9
シンガポール	5,593,772	474	6,998,068	640	17,327,591	1,508	147.6	135.6
日本 (8位)	6,633,503	560	7,231,544	594	7,180,859	581	△ 0.7	△ 2.2
全世界	250,004,441	75,787	275,906,563	76,267	307,653,876	79,906	11.5	4.8

注：対象はHSコード 0402.10、0402.21、0402.29、0404.10、1901.10

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

▼表5：台湾の育児用調製品輸入

(単位：ドル、トン、%)

	2018年		2019年		2020年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
アイルランド	14,870,486	915	17,221,922	1,160	22,035,792	1,279	28.0	10.3
シンガポール	5,593,772	474	6,998,068	640	17,327,591	1,508	147.6	135.6
ドイツ	7,215,837	783	11,956,797	1,354	16,710,531	1,860	39.8	37.4
オランダ	16,188,067	1,847	19,382,858	2,212	14,714,628	1,789	△ 24.1	△ 19.1
スイス	1,187,901	113	5,789,810	751	13,003,824	1,684	124.6	124.2
日本 (6位)	6,466,139	539	7,168,054	588	7,121,240	576	△ 0.7	△ 2.0
全世界	73,619,590	6,615	93,683,575	8,755	106,617,859	10,208	13.8	16.6

注：対象はHSコード 1901.10

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

台湾の20年の粉乳の輸入動向をみると、金額は前年比11.5%増の3億765万ドル、数量は同4.8%増の7万9,906トンだった。1位のニュージーランドからの輸入は、全体の約6割を占める(金額ベース)。台湾・ニュージーランド経済協力協定(ANZTEC)の影響が大きい。台湾の20年の粉乳のうち育児用調製品は、金額は前年比13.8%増の1億661万ドル、数量は16.6%増の1万208トンと伸びた。日本は、台湾の輸入相手国として6位に順位を1つ下げた。

なお、台湾に粉乳を輸出する際の留意点として、トレーサビリティーの確保がある。台湾では、食品安全衛生管理法第9条により、食品トレーサビリティー制度が導入され、食品業者は食品の原料、半製品、最終製品の流れを追跡するための、独自のトレーサビリティー制度を自主的に確立することが求められている。食用油脂、肉加工品、乳加工品、水産物、弁当、食品添加物、遺伝子組換え原材料、乳児用・フォローアップ用の調製食品、市販包装粉乳・調製粉乳なども含む食品を取り扱う事業者にもトレーサビリティーシステムの導入が義務付けられている。

●香港

▼表6：香港の粉乳輸入

(単位：ドル、トン、%)

							前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
オランダ	682,837,161	35,836	551,277,292	28,250	315,848,655	16,019	△ 42.7	△ 43.3
ニュージーランド	263,108,665	30,383	370,002,087	34,710	262,193,368	21,057	△ 29.1	△ 39.3
オーストラリア	112,215,766	9,000	180,936,582	12,706	116,342,180	8,421	△ 35.7	△ 33.7
アイルランド	177,951,727	14,203	144,136,252	9,579	52,238,293	2,601	△ 63.8	△ 72.8
ドイツ	124,549,356	9,172	91,987,069	6,134	23,449,206	1,706	△ 74.5	△ 72.2
日本 (6位)	12,210,989	924	12,128,307	1,057	17,989,928	1,424	48.3	34.7
全世界	1,543,933,718	117,580	1,548,976,366	110,097	897,569,756	62,372	△ 42.1	△ 43.3

注：対象はHSコード 0402.10、0402.21、0402.29、0404.10、1901.10

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

▼表7：香港の育児用調製品輸入

(単位：ドル、トン、%)

	2018年		2019年		2020年		前年比	
	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量
オーストリア	3,373,469	352	8,377,475	850	16,537,915	1,804	97.4	112.2
米国	20,824,873	2,187	21,881,084	1,520	8,513,351	572	△ 61.1	△ 62.4
アイルランド	21,189,852	1,293	5,032,432	298	6,360,493	339	26.4	13.8
オーストラリア	3,042,074	262	6,622,130	455	5,764,734	266	△ 12.9	△ 41.5
オランダ	11,900,773	916	3,447,636	253	2,715,205	214	△ 21.2	△ 15.4
日本 (10位)	621,591	122	414,089	69	571,940	99	38.1	43.5
全世界	94,144,569	7,836	75,834,021	6,205	47,705,010	3,815	△ 37.1	△ 38.5

注：対象はHSコード 1901.10

出所：Global Trade Atlas (IHS Markit) より作成

香港の20年の粉乳の輸入動向をみると、金額は前年比42.1%減の8億9,756万ドル、数量は同43.3%減の6万2,372トンだった。主要輸入相手国をみると、1位はオランダで、金額が前年比42.7%減の3億1,584万ドル、数量が43.3%減の1万6,019トンだった。2位はニュージーランドで同29.1%減の2億6,219万ドル、3位はオーストラリアで同35.7%減の1億1,634万ドルであった。

粉乳のうち、育児用調製品は、金額は前年比37.1%減の4,770万ドル、数量は同38.5%減の3,815トンだった。日本は、原発事故前の10年には香港の輸入相手国3位に位置していたものの、20年は金額が57万ドル、数量が99トンで輸入相手国としては10位。2018年7月、茨城県、栃木県、群馬県および千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳の輸入停止につき、放射性物質検査証明書および輸出事業者証明書の添付を条件に解除した。輸入規制緩和による輸出回復が期待される。

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産・食品部 農林水産・食品課

〒107-6006
東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル
TEL：03-3582-5186

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益を被る自体が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。